答申第31号

(諮問第41・43号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、平成16年8月30日及び平成16年12月13日付けで行った公文書一部公開決定及び非公開決定処分について、非公開とした次の部分は公開すべきであるが、その余の判断は妥当である。

- (1) 平成15年度の警察本部少年課・交通指導課の報償費現金出納簿において非公開とした部分の うち、月ごとの分計及び累計に係る、
 - ① 月日、摘要、収入金額、支払金額及び差引残高の各欄
 - ② 警察職員の印影
- (2) 平成15年度の警察本部少年課・交通指導課の報償費証拠書類のうち、捜査費総括表及び領収書において非公開とした金額欄の全部
- (3) 平成13年度から平成15年度の警察本部警備第一課及び平成15年度の少年課・交通指導課の捜査費及び報償費証拠書類のうち、捜査費支出伺、支払精算書及び捜査費交付書兼支払精算書に係る、
 - ① あて名及び所属名の各欄
 - ② 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の警察職員の印影

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。) 第6条第1項に基づき、実施機関に対し、次の内容についての公文書を公開請求した。

- (1) 平成16年6月30日付け請求 (諮問第41号) 平成10年度~平成15年度に警察本部警備第一課で支出した、捜査費 (国費)・捜査報償費 (県費)・旅費に関する会計文書一切
- (2) 平成16年11月29日付け請求 (諮問第43号)
 - ① 平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くものすべて
 - ② 平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するものすべて

2 実施機関の決定

実施機関は、請求のあった公文書について、平成16年8月30日及び平成16年12月13日付けで公開決定、一部公開決定及び非公開決定を行い、このうち、一部公開決定及び非公開決定については、条例第7条第1号及び第3号に該当することを理由に、それぞれ次のとおりとした。

- (1) 平成16年8月30日付け一部公開決定(諮問第41号)
 - ① 平成13年度、平成14年度及び平成15年度に警備部警備第一課が支出した国費旅費会計 文書(旅行命令簿、支出負担行為即支出決定決議書、債主内訳書、旅費請求書)及び県費旅費 会計文書(旅行命令簿、支出負担行為決議書、支出命令書、旅費請求書)
 - ② 平成13年度、平成14年度及び平成15年度の警備部警備第一課の捜査費現金出納簿、捜査費証拠書類(捜査費総括表に限る。)
- (2) 平成16年8月30日付け非公開決定(諮問第41号) 平成13年度、平成14年度及び平成15年度の警備部警備第一課の捜査費証拠書類(捜査費 支出伺、支払精算書、支払報告書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票)
- (3) 平成16年12月13日付け一部公開決定(諮問第43号)
 - ① 平成15年度の警察本部少年課の報償費現金出納簿及び報償費証拠書類(表紙、捜査費総括表及び領収書に限る。)
 - ② 平成15年度の警察本部少年課の報償費現金出納簿及び報償費証拠書類(表紙、捜査費総括表及び領収書に限る。)
 - ③ 平成15年度の警察本部交通指導課の報償費現金出納簿及び報償費証拠書類(表紙、捜査費総括表及び領収書に限る。)
- (4) 平成16年12月13日付け非公開決定(諮問第43号)
 - ① 平成15年度の警察本部少年課の報償費証拠書類(捜査費支出伺、支払精算書、支払報告書)
 - ② 平成15年度の警察本部少年課の報償費証拠書類(捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票)
 - ③ 平成15年度の警察本部交通指導課の報償費証拠書類(捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払 精算書、支払伝票)

3 審査請求

審査請求人は、平成16年10月25日及び平成17年2月10日付けで、上記の一部公開決定及び非公開の取り消しを求めて、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、大分県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し審査請求をした。

第3 審査請求人の主張の要旨等

1 審査請求の趣旨

平成16年8月30日及び平成16年12月13日付けの実施機関の一部公開決定及び非公開決定処分を取り消し、請求に係る公文書を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、諮問第41・43号ともに、概ね次のとおりである。

(1) 条例の解釈運用について

非公開理由を極めて緩やかに解釈して結論的に非公開の範囲が極めて広くなるような解釈運用を行っていることは、条例第1条の規定の趣旨及び条例第7条以下の規定が原則公開の法構造を採用していることに反し、原則非公開に等しい運用をしているというべきであり、本件条例の解釈運用を誤っている。

- (2) 条例第7条第1号該当性について
 - ① 旅費及び捜査費のいずれについても、個人の氏名等が記載されているというが、部外の協力者が記載されている場合であっても、条例第7条第1号ハでは公務員の職務遂行情報は除外されるのであるから、支出先が公務員以外であることが明らかにされなければならない。
 - ② 条例第7条第1号は、公開義務除外事由として、「個人に関する情報」であり、かつ「特定の個人を識別できる情報」であることを要件としているが、公金を支給されて犯罪捜査に協力することは、もはや私的領域における行為とは認められず、犯罪捜査という公的職務に本質的に関与する行為であるから、「個人に関する情報」ということは許されない。また、支払先の個人名は個人情報ととらえたとしても、支払日、支払金額まで非公開にすることには全く理由がない。
 - ③ 実施機関は、条例第7条第1号ハの委任を受けて警察職員について警部補以下の警察職員の職氏名を非公開とすることを定めているが、条例の趣旨・構造からすれば、その範囲を必要以上に拡張することは許されず、警部補相当職以下の職員を広く非公開と定めることは、条例の趣旨を超えて非公開の範囲が広きに過ぎ、違法と言わなければならない。
- (3) 条例第7条第3号該当性について
 - ① 条例第7条第3号は、「公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報」と規定しているのであり、実施機関の非開示理由に述べるように単に抽象的に「おそれがある」ということだけでは足りず、「おそれがある」と認めることに相当な理由がある場合、すなわち「おそれ」があることの客観的理由が相当程度存在するのでなければならないと解されるので、旅費及び捜査費の個別の支出について、公開が犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすことの客観的理由が説明されない限り、非公開は違法というべきである。
 - ② 今回公開請求がなされた文書に記載された情報について、具体的にどのような手段方法、意味内容において、犯罪を企図する者等が逃亡、証拠隠滅等の対抗措置を講じることに利用できることになるというのか、などの点を詳細に論証するのでなければ、非公開は正当化されないものというべきである。
 - ③ 大分県警における捜査費の支出については、かねてから不正の疑いがたびたび指摘されており、今回、県警内部からの不正の内部告発が審査請求人に対してなされたことを契機に、捜査費の支出の適正性をチェックすべく公開を求めたものであるから、主観的・抽象的な「支障のおそれ」というような理由で安易に非公開とする運用がなされるようなことがあれば、大分県警の支出全体に対する県民の信頼が著しく損なわれることになるのであって、かえって大分県警の今後の捜査等に支障を来すことになりかねない。
 - ④ 仮に部外の協力者の氏名の公開が将来の捜査等に支障を生じるおそれがあると客観的に認められる場合が部分的にあり得るとしても、支払日、支払金額、支払目的まで全部非公開とすることは、条例第8条第1項に反して違法というべきである。支払日、支払金額、支払目的だけでは、個々の支払の具体的捜査等との関係は明らかにならないのであるから、条例第7条第3号を理由に全部を非公開とする理由はない。実施機関は、具体的にどのような意味で支払月日、摘要、収入金額、差引残額の各情報が可分とは言えないのかということについて、何の論証もしていない。
- (4) 条例第9条該当性について

- ① 公開された公文書では、各課における捜査費・報償費の毎年の支出金額が2000年度から2003年度にかけて急激に激減していることが分かる。それにもかかわらず、特に犯罪捜査に支障を来した事実が認められないことからすると、従来支出されていた捜査費・報償費の大半が捜査に不必要な支出であり、そのほとんどが架空目的を掲げて他の目的に流用されていた(裏金として使用されていた)ことが容易に認められる。仙台地方裁判所2005年6月21日判決も、同様の検討によって、捜査報償費が裏金に回されていたことを認定している(重過失を否定して請求は棄却)。
- ② このように捜査費・報償費の大半が違法な支出だったことが認められるのであるから、本件情報公開請求の対象となった公文書は、大半が真実の捜査とは関連しない支出であるし、業務上横領罪という犯罪行為の記録であり、監査請求等によって返還されなければならない公金支出の記録である。警察によるこのような違法な裏金作りの文書の公開は、公金の使途について住民が直接違法性を追求するために不可欠なことである。

よって、このような文書の全部公開は公益上特に必要があると認められる場合に該当すると 言わなければならないのであり、条例第9条に基づいて公開されなければならない。

第4 実施機関の説明の要旨等

本件審査請求に対する実施機関の説明は、諮問第41・43号ともに、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書の根拠等について

(1) 旅費に関する公文書

警察法(昭和29年6月8日法律第162号)第37条第1項及び同法施行令(昭和29年6月19日政令第151号)第2条に規定されている国庫が支弁する経費に係る警察職員等の旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年4月30日法律第114号)等の手続に基づき処理されている。また、警察法第37条第2項に規定されている当該都道府県が支弁する経費に係る旅行については、職員等の旅費に関する条例(昭和26年4月1日大分県条例第28号)等の根拠に基づき処理されている。

(2) 捜査費に関する公文書

捜査費とは、警察法第37条第1項及び同法施行令第2条等の規定に基づき、犯罪捜査に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者等に対する諸経費であり、特に、緊急を要し、正規の支出手続を経ては事務に支障を来し、又は秘密を要するため、通常の支出手続を経ることができない場合に使用できる経費で、現金経理が認められている。

2 本件対象公文書の非公開事由該当性の判断について

- (1) 条例第7条第1号該当性について
 - ① 本文第2、2のうち、(1)①の公文書

国費、県費旅費会計文書には、個人の住所、銀行等金融機関の店舗名、口座番号等及び警察職員の氏名等が記載されている。このうち、個人の住所、銀行等金融機関の店舗名、口座番号等は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第7条第1号の個人情報に該当するとして非公開とした。また、警察職員の氏名のうち警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある職員以外のものの氏名(以下「警部補以下の警察職員」という。)については、条例第7条第1号ハに基づき実施機関の定める規則(大分県警察本部長が

管理する公文書の公開等に関する規程(平成14年大分県警察本部告示第1号)第3条)に定める警察職員であることから、条例第7条第1号の個人情報に該当するとして非公開とした。

② 本文第2、2のうち、(1)②の公文書 捜査費現金出納簿の摘要欄には、警察職員の階級、氏名が記載されているが、警部補以下の 警察職員の氏名については、前記①と同様の理由で非公開とした。

③ 本文第2、2のうち、(2)、(4)①、(4)②及び(4)③の公文書 捜査費証拠書類には、情報協力者等及び警察職員の氏名等に関する情報が記載されている。 情報協力者等の氏名については、特定の個人を識別する情報であり、条例第7条第1号但し 書イ、ロ、ハ、二及びホのいずれにも該当せず、個人情報に該当することから非公開とした。 また、警部補以下の警察職員の氏名については、前記①と同様の理由で非公開とした。

- (2) 条例第7条第3号該当性について
 - ① 本文第2、2のうち、(1)①の公文書

国費、県費旅費会計文書には、警備情報活動等並びに警衛、警護及び警備実施に関する用務名、用務先、当該期間、宿泊地、利用交通機関等が記載されており、これらの情報を公にすることにより、個別の警備警察活動の範囲、体制、時期及び協力者の居住地等の実態が明らかとなるおそれがあるとともに、将来における警備警察活動の体制及び態勢構築の時期等を容易に推測することが可能となるなど、今後の警備警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号の公共の安全等情報に該当するものとして非公開とした。

② 本文第2、2のうち、(1)②、(3)①、(3)②及び(3)③の公文書

捜査費現金出納簿には、月日、摘要(捜査担当者の職名、氏名及び捜査費執行費目)、収入金額、支払金額、差引残高が記載されており、また、捜査費総括表では、前月よりの繰越額、本月受入額、支払額、残額等が記載されている。これらは、捜査活動及び情報収集活動に密接に関連して、当該所属における各月ごとの捜査活動及び情報収集活動の実態そのものを反映したものであり、これらの情報を公にすると特定所属の捜査担当者の個別執行に係る月ごとの金額、執行件数の変動状況が明らかとなり、既に発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報などと比較・分析することにより、捜査活動及び情報収集活動の動向が明らかとなるとともに、その進展状況等の動向が推察され、事件関係者等が対抗措置を講じたり、情報協力者等の暴露につながるおそれがあることから、条例第7条第3号の公共の安全等情報に該当するものとして非公開とした。

③ 本文第2、2のうち、(2)、(4)①、(4)②及び(4)③の公文書

捜査費証拠書類には、捜査担当者の職及び氏名、捜査費の具体的支払内容、支払年月日、支払先や支払金額等捜査費の個別執行に関する情報が記録されており、これらの情報は、捜査活動及び情報収集活動の実態を費用面から具体的に表すものであり、一つの執行に関する情報それ自体が捜査等に関する情報であるばかりでなく、これを事件ごとに一連のものとして精査した場合、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった各種捜査等の情報を反映するものであることから、公にすることにより、捜査費の執行状況が明らかとなり、捜査活動及び情報収集活動が推認されるとともに、情報協力者等に関する情報が明らかとなり、協力者の身辺に危害が及ぶおそれがあるほか、今後の協力が得られなくなるなど、犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に多大の支障が及ぶおそれがあることから、条例第7条第3号の公共の安全等情報に該当するものとして非公開とした。

第5 審査会の判断

1 諮問事案の併合審議

本件諮問事案は、平成16年10月25日及び平成17年2月10日付けで審査請求人が諮問庁に対して行った審査請求に係る諮問第41号及び第43号の2件の事案がある。本審査会で2件の事案の内容を確認した結果、当事者が同一であること及び諮問第43号が諮問第41号の捜査費に関する部分の非公開事項、争点において同一であることから、審議を効率的に行うため、大分県情報公開・個人情報保護審査会規則(昭和63年大分県規則第49号)第5条第1項の規定により併合して審議することとした。

2 本件対象公文書の性格等について

審査会は、本件審査請求の対象公文書について、実施機関の説明及び資料により、次のように概要、目的等を確認した。

(1) 旅費会計文書

- ① 諮問第41号において対象となった旅費には、国庫が支弁する国費旅費と都道府県が支弁する県費旅費があり、このうち国費旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)及び警察庁旅費取扱規則(昭和39年総理府令第11号)に則り、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条に規定する内容において支給され、県費旅費は、職員等の旅費に関する条例(昭和26年大分県条例第28号)及び同条例施行規則(昭和26年大分県規則第31号)に則り、警察法施行令第2条に規定する内容以外のものに支給される。また、旅費の予算執行に関する会計手続きは、国費が会計法(昭和22年法律第35号)及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、県費が大分県会計規則(昭和49年大分県規則第10号)に則り、取り扱われている。
- ② 旅費の支給の形態として、県外旅行など旅行前に旅費を必要とする場合に支給する概算旅費と、旅行後に旅費を支給する精算旅費とがあり、概算旅費の場合は、旅行後に精算行為を必要とする。
- ③ 国費旅費と県費旅費とでは、適用する根拠法令の違いにより、作成する書類の様式及び支給 基準などに差異があるが、基本的な支給手続きは同様であり、本件対象公文書の大部分を占め る精算旅費の場合、旅行命令権者(所属長)から旅行命令を受けた職員が、当該旅行を終了し、 旅費請求書を作成して請求することにより、旅費が当該職員の個人口座へ振り込まれることと なる。また、概算旅費の場合は、旅行命令を受けた職員が旅行前に請求することにより、旅費 が当該職員の個人口座へ振り込まれることとなる。

(2) 捜査費会計文書

- ① 捜査費とは、犯罪の捜査等に従事する警察職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費で、緊急又は秘密を要するため、通常の支出手続(口座振込みなど)を経ていては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費で、現金経理(資金前渡手続き)が認められているものである。
- ② 捜査費も旅費と同じく、警察法施行令第2条に規定される内容により、国庫が支弁する国費 捜査費と都道府県が支弁する県費捜査費があり、国費は警察庁、県費は実施機関が定める「捜

査費経理のてびき」により取り扱われている。また、予算執行に関する会計手続きも、国費が 会計法及び予算決算及び会計令、県費が大分県会計規則に則り取り扱われている。

- ③ 県費捜査費は、会計予算科目上、報償費に計上されることから、捜査報償費と呼称すること もあり、簿冊名でも報償費現金出納簿や報償費証拠書類と表示しているが、国費捜査費におけ る捜査費現金出納簿や捜査費証拠書類と同様のものであり、国又は都道府県の経費の負担区分 による、その作成要領や取り扱いに特に差異はない。
- ④ 国費捜査費、県費捜査費のそれぞれにおいて、捜査員が日常の捜査活動(情報収集、聞込み、 張込み、尾行等)において使用する少額(1件当たり3千円程度までのもの)で多頻度にわた る経費に執行する捜査諸雑費と、それ以外の経費である一般捜査費に区分して取り扱っている。
- ⑤ 一般捜査費と捜査諸雑費とでは、捜査費の執行手続及び作成書類が次のように異なる。

アー般捜査費

捜査員が捜査費を執行する必要がある都度、捜査費を取り扱う補助者(警察本部の所属では次席等、警察署では副署長)に対し所要金額の交付申請を行い、補助者は「捜査費支出伺」を作成して取扱者(警察本部の所属では課長等、警察署では署長)の決裁を受け、「現金出納簿」に記帳し、現金を捜査員に交付する。捜査員は、交付を受けた捜査費を執行した後、執行を証明する領収書等を添付した「支払精算書」を作成し、精算行為として補助者を経由して取扱者の決裁を受け、捜査費の執行額に過不足があれば返納又は追給を行い、補助者はその状況を「現金出納簿」に記帳して、一件の取り扱いを終了する。このとき、捜査員が執行を証明する領収書等を取得できなかった場合は、その理由を記載した「支払報告書」を作成し、「支払精算書」に添付することとしている。

イ 捜査諸雑費

捜査員を統括する中間交付者(警察本部の所属では課長補佐等、警察署では課長)が原則として当月必要とする捜査員全員分の金額を、毎月初めに補助者に対して交付申請を行い、補助者は「捜査費支出伺」を作成して取扱者の決裁を受け、「現金出納簿」に記帳して、現金を中間交付者に交付する。現金の交付を受けた中間交付者は、「捜査費交付書兼支払精算書」の捜査員への交付に係る部分を記載し、捜査員ごとに当月の所要額を交付する。捜査員は、当月中の捜査において現金を支払った都度「支払伝票」を作成し、執行を証明するレシート等を添付して、中間交付者に支払報告を行い、月末において残額がある場合は中間交付者に返納する。この間の月の中途において捜査費の不足が生じた捜査員は、中間交付者を通じて、同要領により追加の捜査費を受領することとしている。中間交付者は、精算行為として、月末に「捜査費交付書兼支払精算書」の支払精算に係る部分を記載し、捜査員が作成した「支払伝票」を添付して、残金があれば残金とともに補助者を経由して取扱者に提出し、決裁を受け、補助者は、その状況を「現金出納簿」に記帳して、当月の取り扱いを終了する。

3 本件対象公文書について

審査会は、実施機関に対しすべての本件対象公文書の提出を求め、実際に見分した結果、次のと おり公文書の内容を確認した。

(1) 旅費会計文書(諮問第41号)

① 旅行命令(依頼)簿

旅行命令権者(所属長)が、旅行者(職員等)に旅行を命令するため作成する書類であり、

旅行者は、これにより命令を確認している。

国費の旅行命令簿には、所属名、住所、官職、氏名、職務の級、発令年月日、用務、用務先、旅行の期間、旅行命令権者の認印、旅行者の認印、支出官等の認印、概算払(年月日、金額) 精算払(年月日、金額)及び備考の各欄があり、それぞれ所要事項を手作業で記入している。また、住所欄は、旅行者が職員のときは記載が省略され、備考欄には、公用車、レンタカー、鉄道などの交通手段が記載されている。

県費の旅行命令簿には、年度、所属、命令年月日、旅行期間、用務、在勤地、出発地、帰着地、旅費計算起算点、用務地(経由地・交通手段)、宿泊数、終点、旅行者(格付・職・氏名)、支給予定額・概算額、命令確認欄、完了確認欄、出勤簿整理欄、特記事項、備考、支出科目、精算完了(年月日・印)及び決裁欄の各欄があり、押印の各欄を除き、それぞれ所要事項の大部分を電算処理(大分県財務会計システム)により記入している。また、特記事項欄には自宅からの出発や航空機利用の有無が、備考欄には旅費の支給形態等が必要に応じて記載されている。

② 旅費請求書

旅行者が旅費を請求するため作成する書類である。

国費の旅費請求書には、請求者 (所属部局課・官職・職務の級・氏名)、概算額、精算額、 追求額、返納額、旅行命令権者印、年月日、出発地、経路、到着地、宿泊地、鉄道賃 (路程・ 運賃・急行料金・計)、船賃 (路程・運賃・計)、航空賃、車賃 (定額・実費額)、日当 (日数 ・定額)、宿泊料 (夜数・定額)、食卓料 (夜数・定額)、合計額、請求日及び備考の各欄があ り、それぞれ所要事項を手作業で記入している。また、備考欄には、請求する旅行の用務名、 交通手段等が必要に応じて記載されている。

県費の旅費請求書は、概算旅費又は精算旅費で書類の様式が異なるが、各様式とも、年度、 所属、旅行期間、日数、用務、在勤地、出発地、帰着地、旅費起算点、用務地・終点、交通機 関、宿泊数、距離(水上距離)、内訳(旅行者番号・格付・職・氏名・請求額)、請求月日、請 求印、特記事項及び備考の各欄があり、押印欄を除き、それぞれ所要事項の大部分を電算処理 で記入している。また、特記事項欄には自宅からの出発や航空機利用の有無が、備考欄には旅 費の支給形態等が必要に応じて記載されている。

なお、国費の旅費請求書には、概算で旅費を支給した場合に精算行為で作成する「旅費精算 請求書」が、県費の旅費請求書には、旅費の積算を電算処理できないときに作成する「旅費内 訳書」が、それぞれ必要に応じて添付されているが、これら書類の記載項目は、旅費請求書の 各欄と同様である。

③ 支出負担行為即支出決定決議書

国費の支出に関する会計帳票であり、警察庁長官から予算執行の委任を受けた警察本部長が、旅行者からの請求に基づき、旅費を支給するときに起票する書類である。決裁欄、予算科目、債主(氏名・住所)、金融(機関・店舗)、預貯金種別・口座番号、金額、負担区分、支出決定区分、支払方法・支払時期及び摘要・局課の各欄があり、決裁欄を除き、それぞれ所要事項の大部分を電算処理(官庁会計事務データ通信システム、通称ADAMS)で記入している。また、ここで言う債主とは旅費請求者(旅行者)のことであるが、多人数の請求者に対して旅費を同時に支給する場合には、旅行者の氏名、住所、金融機関、口座番号及び各人の金額を記載した「債主内訳書」を作成、添付している。

④ 支出負担行為決議書及び支出命令書

県費の支出に関する会計帳票であり、予算執行権者たる知事(警察本部職員が補助執行)が、旅行者からの請求に基づき、旅費を支給するときに起票する書類である。支出負担行為とは、 支出の原因となるべき契約その他の行為をいい、支出命令とは、知事が会計事務をつかさどる 出納長(出納事務局職員が補助執行)に現金の出納を命ずる行為のことであり、本来、これら 行為を行うときに、それぞれ支出負担行為決議書及び支出命令書を別個に作成するのであるが、 旅費支給のように、債務や金額が確定している場合などには同時に起票できることとされてい る。国費における前記③の支出負担行為即支出決定決議書と同趣の書類である。

支出負担行為決議書には、起票年月日、所属、年度、節・細節、決裁区分、会計区分、支出 負担行為額、目的・内容、債権者住所・氏名(債権者番号)、予定価格、科目内訳、契約方法、 随意契約の適用条項及び決裁欄(命令機関・出納機関)の各欄があり、決裁欄を除き、それぞ れ所要事項の大部分を電算処理で記入している。当該旅費の支出負担行為決議書では、予定価 格、契約方法、随意契約の適用条項及び出納機関の決裁欄の各欄に記載はない。

支出命令書には、起票年月日、所属、年度、節・細節、決裁区分、会計区分、支出命令額、目的・内容、債権者住所・氏名(債権者番号)、支払方法、支払場所等(金融機関・預金種別・口座番号・口座名義人)、科目内訳、支払情報及び決裁欄(命令機関・出納機関)の各欄があり、決裁欄を除き、それぞれ所要事項の大部分を電算処理で記入している。

なお、ここで言う債権者とは旅費請求者(旅行者)のことであるが、多人数の請求者に対して旅費を同時に支給する場合には、支出負担行為決議書及び支出命令書それぞれに、請求者各人の債権者住所・氏名(債権者番号)、金額、支払方法、支払場所等(金融機関・預金種別・口座番号・口座名義人)を記載した「債権者内訳書」を作成、添付している。

(2) **捜査費会計文書**(諮問第41号及び第43号)

① 現金出納簿

捜査費の取扱者(各所属長)が所属における捜査費の出納状況を記録している帳簿であり、 取扱責任者(警察本部長)からの捜査費の受入や捜査員への捜査費の交付など、当該所属の捜 査費の出入が時系列で記載されている。また、国費と県費とで現金出納簿の様式は異なるが、 月日、摘要、収入金額、支払金額及び差引残高が記載されている。

このうち摘要欄には、日常の捜査費の出入に係る具体的な内容や捜査費を交付した捜査員の職・氏名等の記載と、各月ごとに捜査費の収入金額及び支払金額の合計を、当月分の「分計」と当該年度内の当月分までの「累計」とに集計して、取扱者及び補助者(次席)が確認した押印の記載がされている。

② 捜査費証拠書類

ア 捜査費総括表

各月ごとの捜査費の経理状況を表記する書類であり、取扱者の職・氏名、前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追求額(△)、及び本月概算交付し翌月精算した結果の返納額(△)又は追求額が記載されている。このうち本月受入額、本月支払額及び残額の各欄に記載された金額は、現金出納簿の各月ごとの分計欄の収入金額、支払金額及び累計欄の差引残高の各金額に符合している。

イ 捜査費支出伺

捜査費の取扱者が、捜査費を捜査員や中間交付者に交付する際に作成する書類であり、取 扱者、補助者、出納簿登記、支出伺いの年月日、金額、捜査費の交付を受ける者の官職・氏 名、内訳金額、支出事由及び交付年月日が記載されている。

ウ 支払精算書

取扱者から一般捜査費の交付を受けた捜査員が、捜査費の執行を明らかにして精算をするときに作成する書類であり、作成年月日、あて名(取扱者の職・氏名)、所属、捜査員の官職・氏名、捜査費受領年月日、既受領額、支払額、差引過不足(△)額、支払額内訳(支払年月日、金額、支払事由、備考)、取扱者、補助者、出納簿登記、精算における過不足の記述、精算結果における過不足の処理年月日及び不足額の捜査員領収印が記載されている。このうち、支払額内訳の支払事由及び備考欄には、捜査費を支払った事件名や協力者名及び接触場所などが具体的に記載されている。また、捜査費の支払いに際して、捜査協力者等の相手方から領収書を受領したときは当該領収書が、領収書を受領できなかったときは、次の支払報告書が添付されている。

工 支払報告書

捜査員が一般捜査費を執行する際に、捜査費を支払った捜査協力者等から領収書を徴取できなかったときに、その理由等を取扱者に報告するため作成する書類であり、取扱者確認印、作成年月日、所属、捜査員の職・氏名、支払月日、支払場所、支払金額、債主名(情報提供者)及び領収書を徴することができなかった具体的理由が記載されている。

才 捜査費交付書兼支払精算書

取扱者から捜査諸雑費の交付を受けた中間交付者が、自己及び管理する捜査員に対して、 月初めに捜査諸雑費を交付し、その取扱いについて月末に精算するときに作成する書類であ り、取扱者、補助者、出納簿登記、作成年月日、あて名(取扱者の職・氏名)、所属、中間 交付者の官職・氏名、捜査費受領年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額及び中間交付 者が捜査諸雑費を交付した捜査員の内訳(交付年月日・官職・交付者・交付額・支払額・返 納額・確認印)が記載されている。

力 支払伝票

中間交付者から捜査諸雑費の交付を受けた捜査員が、当月中のその執行状況を明らかにし、月末にまとめて中間報告者に報告するため、執行の都度作成する書類であり、作成年月日、捜査員の官職・氏名、支払年月日、金額、支払先、支払事由及び備考の記載がされている。このうち、支払事由及び備考欄には、捜査費を支払った事件名や協力者名及び接触場所などが具体的に記載されている。また、余白には執行を証明するレシート等が添付されている。

キ 領収書

県費捜査費の資金前渡職員たる警察本部会計課長が、取扱者から当月の捜査費の残額を翌月に返納を受けたときに、受領を証明するため作成する書類であり、金額(残額)、領収年月日、取扱所属長名及び資金前渡職員たる警察本部会計課長名が記載されている。諮問第43号の県費捜査費の取扱いにおいてのみ作成している。

4 本件処分に係る非公開事由該当性の判断について

審査会は、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類並びに双方の意見陳述、対象公文書の実際の見分結果を踏まえ、審査請求に係る内容について審議した結果、次のとおり非公開事由の

該当性を判断した。

(1) 条例第7条第1号該当性について

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別できる場合はもとより、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別、又は識別され得る場合も含めて、個人に関する情報は原則として公開しないことを定めたものである。そして、本号ただし書いにより、公務員の職務遂行に係る情報は、実施機関が定める警察職員の氏名を除き、公開しなければならないことを定めており、これを受け実施機関は、警部補以下の警察職員の氏名は公開しないと定めている。

本件対象文書には、上記3に掲げた情報が記録されており、このうち実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分は、

- ・旅費会計文書については、旅行者たる警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名(債権者番号 含む。)、住所、確認欄等の印影、銀行等金融機関の店舗名及び口座番号
- ・捜査費会計文書については、捜査協力者等の住所及び氏名、並びに警部補及び同相当職以下の 警察職員の氏名

であり、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報及び警部補以下の 警察職員の氏名であることが認められる。

これら情報は、条例第7条第1号但し書イ、ロ、ハ、二及びホのいずれにも該当せず、同号の 規定する個人情報に該当することから、この部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人は、本文第3、2、(2)、①、②及び③のとおり主張するが、本号の個人に関する情報を非公開とする規定は、前述のとおり、個人の権利利益を最大限保護するため、特定の個人を識別できる情報は非公開とする趣旨(個人識別型)であり、この情報を公開して公務員でないことを立証しないと非公開とする理由がないという審査請求人の主張は受け入れられない。

また、条例の委任を受けて、犯罪現場や取締現場において直接被疑者等と対峙し、警察権限を 強制的に執行する業務の特殊性から、当該職員やその家族に対する報復等の危害が及ぶおそれが あることを理由に、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名を非公開と定めたことも合理的で あり、許容される限度内のものである。

なお、個人情報に該当するとして非公開とした部分のうち、捜査協力者等の住所及び氏名並びに捜査員の氏名は、重複して条例第7条第3号に規定する公共の安全等情報にも該当するので後述する。

(2) 条例第7条第3号該当性について

本号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報(以下「公共の安全等情報」という。)は公開しないことを定めたものである。そして、「公共の安全と秩序の維持」には、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行のほか、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制を含み、テロ等による人の生命、身体、財産等の不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を防止するなどの警察活動も含んでいる。また、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、これら公共の安全等情報の公開・非公開の判断には、その性質上、犯罪等に関する将来予測とし

ての専門的・技術的判断を要することから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理、判断するとの趣旨である。

そこで、上記の本件対象公文書3件について、実施機関が本号により非公開とした情報が、同号に該当するかを検討し、次のとおり判断した。

① 旅費会計文書

旅費会計文書には、上記3、(1)に掲げた情報が記録されており、このうち実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分は、警備部警備第一課の担当する業務のうち、情報収集活動、警衛警護及び警備実施に関する旅行に係る、以下の情報である。

- ・国費旅行命令(依頼)簿の用務、用務先、旅行の期間及び備考欄の交通手段
- ・国費旅費請求書(旅費精算請求書を含む。)の旅行年月日、出発地、経路、到着地、宿泊地、 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、合計額及び備考欄の用務名等
- ・県費旅費請求書(旅費内訳書を含む。)の用務地・終点、交通機関、距離(水上距離)

これら情報は、日常的な個別の警備警察活動の記録であり、これを公開した場合、捜査員の動向、捜査協力者との接触状況が推測されることとなり、テロなど犯罪を企図する者にとっては有意な情報となることが明白であるので、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講ずるおそれやテロなど犯罪の敢行を容易にするおそれなど、公共の安全等活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第7条第3号に規定する公共の安全等情報に該当し、この部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人は、本文第3、2、(3)、①及び②のとおり主張するが、本号の公共の安全等情報を非公開とする規定は、前述のとおり、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断から非公開とする趣旨であり、当該情報が、当該所属の日常的な公共安全活動を詳細に反映した記録であることから、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

② 現金出納簿、並びに捜査費証拠書類の捜査費総括表及び領収書

これらの対象公文書は、実施機関が一部公開決定した文書である。

現金出納簿には、上記3、(2)、①に掲げた情報が記録されており、このうち実施機関が本 号に該当するとして非公開とした部分は、以下の各欄であり、条例第7条第3号該当性につい て検討した。

- ・日常の捜査費の個別執行に係る月日、摘要、収入金額、支払金額及び差引残高
- ・年度末の累計を除く、月ごとの分計、累計に係る摘要、収入金額、支払金額及び差引残高

ア 日常の個別執行に係る月日、摘要、収入額、支払金額及び差引残高の各欄

現金出納簿における日常の個別執行に係る月日、摘要、収入額、支払金額及び差引残高の 各欄を公開した場合、捜査の進展状況や捜査員の動向、捜査協力者との接触状況が推察され ることとなり、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者(以下「犯罪企図者等」という。) にとっては有意な情報となることが明白であるので、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講ずる おそれや犯罪を敢行するおそれなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、既に捜査が終了した事件であっても、公開することにより、当該事件の協力者の特定が容易となり被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれや、捜査手法の分析が可能となり対抗措置を講じられるおそれなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、条例第7条第3号に該当し、諮問第41・43号とも、この部分を非公開とした判断は妥当である。

イ 月ごとの分計、累計に係る摘要、収入金額、支払金額及び差引残高の各欄

現金出納簿における月ごとの分計、累計に係る摘要、収入金額、支払金額及び差引残高の 各欄を公開した場合の支障の有無を検討する。

諮問第41号における捜査費等を支出した警備部警備第一課は、担当する業務であるテロ、ゲリラ等、暴力的破壊活動を行うおそれのある組織・団体等の活動を掌握するため、恒常的な協力者を設定し、長期間にわたる日常的な警備情報収集活動を展開して捜査費を執行している。このため、月ごとの執行額が公開されると、その増減により、恒常的な捜査協力者と捜査員の接触状況や運用状況を推察することができ、これは犯罪企図者等にとって有益な情報となることが明白なため、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、条例第7条第3号に該当し、諮問第41号について、この部分を非公開とした判断は妥当である。

一方、諮問第43号における捜査費等を支出した生活安全部少年課・交通部交通指導課は、担当する業務である少年犯罪や福祉犯罪又は暴走族による犯罪など、特定の事件捜査に連動して捜査費が執行される。このため、月ごとに変動する執行額の情報については、現に進行中の捜査であれば月額を公開することによりその進展状況が推測され、犯罪企図者等にとって有益な情報と認められるが、既に終結した捜査においてまで、直ちに捜査員の動向、捜査協力者との接触状況等が推察されるとまでは言い難い。本件対象公文書に記録された情報は、既に捜査が終結したものであり、月額を公開しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。よって、条例第7条第3号に該当するとは言えないから、諮問第43号について、この部分は公開すべきである。

次に、捜査費証拠書類の捜査費総括表及び領収書について、条例第7条第3号該当性を検 計する。

これらの文書には、上記3、(2)、②、ア及びキに掲げた情報が記録されており、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分は各欄に記載された金額である。このうち、捜査費総括表の本月受入額、本月支払額及び残額の各欄に記載された金額は、現金出納簿の各月ごとの分計欄の収入金額、支払金額及び累計欄の差引残高の各金額に符合し、領収書の金額は、現金出納簿の各月ごとの累計欄の差引残高の金額と符合している。また、捜査費総括表のそれ以外の各欄の金額は、毎月の分計欄の金額が明らかとなれば判明する情報である。したがって、上記イで述べたように、現金出納簿の月ごとの分計に係る金額の各欄の場合と同様に、諮問第41号では非公開とした判断は妥当であり、諮問第43号では公開すべきである。

③ 捜査費証拠書類の捜査費支出伺、支払精算書及び捜査費交付書兼支払精算書

これらの対象公文書には、上記3、(2)、②、イ、ウ及びオに掲げた情報が記録されており、 実施機関が非公開決定した文書である。

これらは、取扱者が捜査費を交付する際に作成する書類や、捜査員が執行した捜査費について精算する際に作成する書類であるので、日常の個別の捜査内容が記載されており、これを公開した場合、日付や金額などの捜査内容に関する記載部分については、捜査の進展状況や捜査員の動向、捜査協力者との接触状況が明らかとなり、犯罪企図者等にとって有益な情報となることが明白なため、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講ずるおそれや犯罪を敢行するおそれなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかし、これらに記載されている情報のうち、あて名、所属名、取扱者、補助者及び出納簿 登記の各欄については、犯罪捜査に関する情報と見ることはできず、これらの各欄を公開して も、その枚数で捜査活動の活発さがある程度推測されるとはいえ、直ちに個別の捜査状況が判 明し、捜査員の動向、捜査協力者との接触状況等が推察されるとまでは言い難い。

よって、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、条例第7条第3号に該当するとは言えないから、諮問第41・43号とも、この部分は公開すべきである。

なお、条例第8条第1項に定める一部公開の趣旨に照らせば、今回の審査請求人の公開請求の理由からすると、これら取扱者の決裁欄等のみを分離して一部公開したとしても、請求の趣旨が満たされないので非公開とする考え方もある。しかしながら、これら各欄についても、決裁をした職員の氏名等の情報が記録されている訳であるから、全く意味のない情報とまでは言えない。したがって、情報公開条例の「原則公開」の解釈運用指針に鑑み、できる限り公開すべきと判断する。

④ 捜査費証拠書類の支払報告書及び支払伝票

これらの対象公文書には、上記3、(2)、②、イ、ウ及びオに掲げた情報が記録されており、 実施機関が非公開決定した文書である。

これらは、捜査員が捜査費の執行において協力者等から領収書を徴することができなかったときにその理由を報告するため作成する書類や、捜査費執行の事由を記載する書類であるので、日常の個別の捜査内容が記載されており、その一部でも公開した場合、捜査の進展状況や捜査員の動向、捜査協力者との接触状況が明らかとなり、犯罪企図者等にとっては有意な情報となることが明白であるので、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講ずるおそれや犯罪を敢行するおそれなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、条例第7条第3号に該当し、諮問第41・43号とも、この書類を非公開とした判断は妥当である。

5 公益上の理由による裁量的公開について

① 条例第9条の趣旨

条例第9条の「裁量的公開」の趣旨は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記載されていて も、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることにより、当該保護すべき利益を上回る 公益上の必要性があると認められるときに、公開請求者に対し、当該公文書を公開することがで きる場合について定めたものである。 なお、この規定は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。 以下「情報公開法」という。)と同一の規定であり、制定趣旨も同一であると考えられる。

② 高知地裁判決について

審査請求人は、本文第3、2、(4)、①及び②のとおり主張する。その主張の論拠になっているのが、平成17年5月27日高知地裁判決であるので、これを裁量的公開の部分を中心に概括する。

当該事案は、高知県警察本部刑事部捜査第一課、捜査第二課及び暴力団対策課の捜査費に関する公文書の非開示決定取消請求事件である。

当該高知地裁判決は、まず公共安全情報該当性は認め、非開示妥当とする。一方で、裁量的開示について、高知県情報公開条例第6条第2項について、「本件条例の文言上、「開示することができる」という表現が用いられておらず、「~開示するものとする。」と規定されていることに照らせば、非開示情報を開示することが明らかに優越的な公益があると認められる場合についてまで、当該非開示情報を開示するか否かの裁量権を実施機関に許容したものであるとは解し難い。」とする。

次に、捜査第一課の捜査費の組織的不正経理に対する疑惑の有無とその程度について、当時捜査第一課で捜査費の会計経理に深く関与する立場にあった職員が作成したとする捜査費執行に関する一覧表を基に、同課の捜査員であった職員の証人弁論を行った上で、証人弁論における県警職員同士での供述の齟齬、この事案に関する新聞報道に対する県警の不自然な対応及び県議会での概括的抽象的な説明などの事実認定を理由に、「捜査第一課の捜査費の執行に係る組織的不正経理に関する疑惑は相当に具体的であり、これを解明することには相当に高度の公益性がある。」とする。

以上のことから、捜査第一課に関しては、記載されている個人情報を除き、対象公文書を公開すべきと判示した。

③ 本件事案における裁量的公開について

上記平成17年5月27日高知地裁判決を参考にしながら、本件事案における裁量的公開の可否について検討する。

まず、本県情報公開条例第9条は、実施機関は、「公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と規定している。これは、高知県情報公開条例第6条第2項が「開示するものとする。」と規定し、開示義務を定めたものと解釈されていることに比し、文理的解釈においても公益上の必要性の認定について実施機関の裁量を認める規定となっている。これは情報公開法においても同様に解釈されている。

次に、捜査費の不正経理に関する疑惑の有無とその程度については、高知県事案は、「疑惑は相当に具体的であり」と認定していることに比し、本件事案においては、経年的な捜査費の減少と他道県での捜査費の不適正執行事例を根拠に、捜査費の不適正支出について審査請求人から主張がなされているものであって、直接に当該諮問対象文書の記載内容である捜査費等の違法又は不当な支出であったと判断する具体的な内容は示されていない。特に、本件諮問事案の対象となっている捜査費等の支出関係書類は平成13~15年度のものであり、当該年度における捜査費等の違法又は不当な支出であったと判断する内容はない。

以上のことから、条例第9条に規定する非公開によって保護すべき利益を明らかに優越する公益上の必要性があるとは認められないので、現時点において裁量的公開を認める余地はない。

なお、当審査会は、すべての対象公文書を実際に見分したのであるが、その記載内容から、非 公開事由を明らかに優越して公開すべき公益性があるとの心証を形成するには至らなかった。

6 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

今回の結論を導き出すに当たっては、当審査会の調査権限に基づき、対象となったすべての対象 公文書の現物を見分した上で、審査請求人と実施機関双方からの意見陳述、実施機関における捜査 事務の内容確認、その他必要な調査を行い、誠実に審査した。

しかし、当審査会の役割は、条例の規定に基づき、諮問実施機関の行った公文書の公開決定等の可否を判断することであり、審査請求人が意見陳述等において主張するような公文書に記録されている情報の真偽を判別する立場にはないので、念のため申し添える。

7 附帯意見

情報公開条例は、県民等の公文書の公開を求める権利を保障するため、原則公開の観点から、条例全体を解釈し運用しなければならない。原則公開の例外として、条例第7条各号に非公開情報が定められているが、これは公文書公開請求権と、個人の権利利益の保護や実施機関の行政活動によって実現しようとする公益等との調和を図る趣旨で規定されており、この適用範囲は必要最小限とすべきものである。

今回、実施機関が条例第7条第3号の公共の安全等情報に該当するとして非公開とした部分の一部については、当該情報から必ずしも捜査協力者や捜査手法が明らかになるとまでは言い難く、対象公文書の全体を犯罪捜査情報として一律に非公開としている傾向が窺われた。

実施機関が行う公開の可否の判断においては、犯罪捜査に関する情報であっても、当該捜査費の 執行の対象となった事件処理が終結しているか否かなど、一定の期間経過による当該事件捜査への 支障の有無を個別に検証することにより非公開情報該当性を的確に判断していくべきである。

このことにより、原則公開の解釈運用指針に則した運用を望むものである。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容		
平成16年11月22日	第41号の諮問(平成16年度第9回審査会)		
平成16年12月22日	諮問第41号に係る実施機関の一部公開決定等理由説明書の提出		
平成17年 1月28日	1月28日 諮問第41号に係る審査請求人の意見書の提出		

諮問第41号に係る実施機関の追加決定理由書の提出
第43号の諮問(平成16年度第13回審査会)
諮問第41号に係る審査請求人の追加意見書の提出
事案審議(平成17年度第1回審査会)
諮問第43号に係る実施機関の一部公開決定等理由説明書の提出
事案審議(平成17年度第2回審査会)
諮問第41号、第43号の併合
諮問第43号に係る審査請求人の意見書の提出
審査請求人、実施機関双方の意見陳述(平成17年度第3回審査会)
事案審議(平成17年度第4回審査会)
事案審議(平成17年度第5回審査会)
諮問第41・43号に係る審査請求人の追加意見書の提出
事案審議(平成17年度第6回審査会)
諮問第41・43号に係る実施機関の追加意見書の提出
インカメラ審査(平成17年度第7回審査会)
事案審議(平成17年度第8回審査会)
事案審議(平成17年度第11回審査会)
答申案検討(平成17年度第12回審査会)
答申案検討(平成17年度第13回審査会)

平成18年 4月26日	答申の決定(平成18年度第	1回審査会)

大分県情報公開·個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職業	備考
麻 生 昭 一	弁護士	会長
宇野稔	大分大学経済学部教授	会長代行
財津功	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	大分合同新聞社取締役編集局長	
矢野目 真 弓	大分県地域婦人団体連合会会長	